

新潟県病院局告示第2号

新潟県病院局出納取扱金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和61年3月新潟県病院局告示第2号）の一部を次のとおり改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
3 新潟県病院局出納取扱金融機関 (1) 病院公金の収納及び当該店舗の位置に所在する施設の企業出納員が行う現金払込等の事務を取り扱う店舗		3 新潟県病院局出納取扱金融機関 (1) 病院公金の収納及び当該店舗の位置に所在する <u>地域機関</u> 又は施設の企業出納員が行う現金払込等の事務を取り扱う店舗	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
北越銀行十日町支店	十日町市	北越銀行十日町支店	十日町支店
〃 長岡北支店	長岡市	<u>〃 六日町支店</u>	<u>南魚沼市</u>
〃 加茂支店	加茂市	<u>〃 小出支店</u>	<u>魚沼市</u>
〃 吉田支店	燕市	〃 長岡北支店	長岡市
		〃 加茂支店	加茂市
		〃 吉田支店	燕市
(略)		(略)	